

資 料

新 E U パック旅行指令第 2015/2302 号の条文

高 橋 弘

目次

はじめに	1 新指令の立法経緯	2 新指令の内容概説
新指令の仮訳	1 条文目次	2 条文 3 訳者注

はじめに

1 新指令の立法経緯

2013 年 7 月 9 日に、E U 委員会から「パック旅行及び構成要素旅行 Bausteinreise に関する欧州議会及び閣僚理事会のための指令提案 (COM (2013) 512 final)」が公表された。この指令提案は、特に「ミニмум・ロー条項 (第 8 条) = 最少調和化」の削除と「完全調和化」の導入及び「インターネット取引の規制とりわけ『ダイナミック・パッケージ』における消費者保護」の推進 (旅行仲介人にも倒産防護義務を課すことなど) が特色であった。

これに対して、2013 年 11 月 8 日に、「ミニмум・ロー条項 (第 8 条) = 最少調和化」の下にパック旅行における消費者保護を推進してきたドイツからは、「完全調和化」の導入に反対する、「ダイナミック・パッケージ」を意味する構成要素旅行は「リンクされた旅行手配 *verbundene Reisearrangements*」とすべきである、などと主張する「ドイツ連邦参議院の決議 *Beschluss (BR-Drs. 577/13)*」が表明された (高橋弘訳、広島法学 37 卷 4 号 (2014.3) 50 頁以下)。また、ドイツの旅行法学者の中では「ダイナミック・パッケージ」の場合に旅行仲介人にも倒産防護義務を課すことについて、中小零細事業者たる旅行仲介人への配慮も必要だとする議論も起こっていた (高橋弘、「E U 新パック旅行・構成要素旅行指令提案に対するドイツの議論」広島法学 38 卷 4 号 (2015.3) 209 頁以下参照)。

2014年3月12日に欧州議会は、第1読会においてその見解を決定し、その際にパック旅行指令のためのE U委員会提案における132の改正を承認した。しかし、その後、欧州議会の選挙が行われ、2014年5月23日に選出された新たな欧州議会は、同年11月に前任者が再選の対象でなかったため新しい報告者として Birgit Collin-Langen(PRE/DE) を指名した。

2014年12月4日に閣僚理事会(競争力)は、議長が欧州議会との交渉開始の全権を勤める一般的な開催を承認した(Dok.16054/14)。

2015年2月4日、3月22日、4月22日及び5月5日にこの交渉の枠内で4回の非公式なE U委員会、欧州議会、閣僚理事会による3者会談 Trilog が行われた。5月5日の3者会談の枠内で、欧州議会と閣僚理事会議長はさまざまな利益を適切に考慮した総合妥協法案に対する仮合意に達した。2015年5月28日の会議で、閣僚理事会(競争力)は、こうした事情を考慮して、公文書8969/15及び8969/15CORIに示されている政策的合意に達した。その後、2015年6月17日の書面で、欧州議会は閣僚理事会に、欧州議会は閣僚理事会の見解を何ら修正することなく第2読会で承認するであろうと通知した。

2015年10月27日に、欧州議会は新E Uパック旅行指令の最終法文を可決した(パック旅行及びリンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistungen* に関する、E G規則第2006/2004号及び指令第2011/83/E U号の改正に関する、並びに閣僚理事会指令90/314/EEG指令の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会のE U指令第2015/ 号)。表決はE Uレベルでの立法手続きの終了である(立法手続きについては、E U機能条約第289条、第294条参照)。なお、「リンクされた旅行給付」は、英文では「リンクされた旅行手配 *linked travel arrangements*」とされている。

その後、この新E Uパック旅行指令は、2015年11月25日に欧州議会及び閣僚理事会により作成され、2015年12月11日付のE U官報でE U指令第2015/2302号として公示され、2016年1月1日から施行された。新指令は、第28条により2018年1月1日までに加盟各国で国内法化され、加盟各国の国内化

法は、2018 年 7 月 1 日から適用されることとなった。

2 新指令の内容概説

新 E U 指令の内容を簡潔に紹介したものとして、ドイツの旅行法学者であるフューリッヒ Ernst Fuehrich 教授が 2015 年 10 月 31 日発行の *Reiserecht Newsletter* に掲載されたものを、同教授の許可を得て、以下に掲載する。

「指令の目的は、通常取引における及びインターネットにおけるパック旅行の全提供者間の高度の平等競争の創造並びに消費者保護とデジタル時代の提供者の利益との公正な調整である。

今やベルリンの立法者は活動的にならねばならない。(指令の) 国内法化の期限の開始とともに E U 加盟各国は、国内法への指令の移入のために 24 カ月の時間を有しており、それゆえ 2017 年末までに国内法化しなければならない。もっとも、先の見通しとしては、多分 2017 年秋にドイツ連邦議会選挙が行われるであろう。むろん、指令が国内で主催者および仲介人に適用されるまでには、加盟国はさらになお 6 カ月の期間を有する。

① 完全調和化

ドイツ民法第 651a 条以下の国内法への取り入れの際にベルリンに残されている余地はわずかである。新指令は非常に詳細に記述しており、新法を完全に調和化する (第 4 条)。「ドイツの立法者は、大なり小なり消費者保護を取り入れることは許されず、従来消費者にとってしばしばより良かった湧き出るような保護を解体し、多くの場合には以前より少ない新指令の保護水準に引き戻さなければならない。指令は加盟各国に、休暇宿泊という個別給付へのパック旅行契約法の類推適用の維持や通信販売における 14 日間の撤回権 *Widerrufsrecht* のように完全調和化原則のわずかな例外のみを許しているだけである。

② パック旅行

パック旅行についての新规定は、2 種類の契約に、すなわち、(主催者によって前もって、又は顧客の設定した条件に従って、組み合わせされた) パックされた提供商品 *Paketangebot* に関するものである。それゆえ、旅行社 *Reisebuero* に

よって自己のパック旅行として束ねられた少なくとも2つの本質的な旅行給付もパック旅行の概念の下に入れられる。観光旅行給付 *touristische Leistung* は、それが少なくとも組み合わせの価格の25%を形成しているときには、本質的である。

例えば航空便を予約した顧客がインターネット・リンクを経由して追加的な旅行給付へと導かれる、いわゆる「リンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistungen*」もパック旅行である。旅行者の氏名、支払データ及びEメールアドレスが最初の契約が締結された事業者から一又は多数の事業者に伝送され、最終の事業者との契約が最初の旅行給付の予約の確認後遅くとも24時間内に締結される、この「クリック・スルー *Click-Through*」予約は、パック旅行として認められている。この場合、旅行主催者は、最初の契約を締結した事業者であり、それゆえ、ほとんどが航空会社である。

出張旅行者 *Geschäftsreisende* は、実業顧客と旅行サービス提供者との間の基本契約 *Rahmenvertrag* が存する場合を除き、原則として指令の下に置かれる。

③ 旅行契約

休暇旅行者が契約申込みによって拘束される前に、旅行主催者及び旅行仲介人は休暇旅行者に、彼らがパック旅行を取得すること、彼らがいかなる権利を有しているのか、及び誰が最終的に責任を負っているのかについて、明確に情報提供 *informieren* しなければならない。契約前の情報提供、契約締結及び旅行契約の内容は、従来のドイツ法から本質的に相違してはいないが、拡張された。それゆえ、価格表示の場合には、EU航空交通サービス規則第1008/2008号第23条における規制と同様に、包括代金と並んで、税金、追加手数料及びその他の対価が表示されなければならない(第5条～第8条)。

④ 旅行開始前の旅行契約の変更

この点では、何らの本質的な変更は生じていない。もっとも、従来の5%に代えて、今や旅行代金の8%以上の価格引き上げが無償での解除を正当化している。ドイツ民法第309条第1号の4か月以内の価格引き上げの一般的な経済法上の規制は、指令では述べられていないが、国内法化に際しては従来と同様

に影響を受けず、すなわち、契約締結と旅行開始との間の 4 か月における価格引き上げは、パック旅行にも適用される濫用的契約条項に関する指令によって、あらゆる場合に排除される。

⑤ 旅行契約の終了

この点では、最少参加者数の不達成による及び回避不能な異常事態（この概念が不可抗力の概念に代わる）による旅行取消に関する民法第 651i 条における取消のドイツの規制が、本質的には指令の内容となった。民法第 651j 条における従来のドイツの規制とは逆に、旅行者ではなく、主催者が 3 泊までの必要な延泊費用（増加費用）を負担する。帰路運送の増加費用は、従来のように主催者と旅行者とで折半されるのではなく、主催者のみが負担する。これは旅行者にとって改善である。

第 12 条第 5 項は、通信販売 Fernabsatz で締結された契約について 14 日以内の撤回を加盟各国に委ねている。この点では、従来、民法第 312d 条第 4 項第 1 号において撤回が排除されている。

⑥ 旅行についての責任

責任規制は、民法内の従来のドイツ法に類似している。それゆえ、契約義務違反の場合には、旅行者は違反除去請求権 Abhilfe を、過失とは関係のない代金減額請求権（これは他のほとんどの加盟国には新規のものである）を有する。財産的及び非財産的な損害についての損害賠償請求権は本質的に変わらないが、瑕疵担保請求権の時効は 2 年より短くは許されない。したがって、約款による 1 年への短縮の従来の可能性はなくなる。旅行終了後 1 か月以内の請求権の主張に関する除斥期間のドイツの特別規制（民法第 651g 条第 1 項）も、将来もはや可能ではなくなるであろう。

⑦ リンクされた旅行給付と倒産担保

仲介人が少なくとも 2 つの異なる旅行給付をサービス提供者との別々の契約によって同一の旅行のために単に仲介するにすぎないとき、いわゆる旅行仲介人によってリンクされた旅行給付は新規のものである。このリンクされた旅行

給付はパック旅行ではないが、特別な情報提供義務と倒産保護とが存する。それゆえ、仲介人は旅行者に、仲介人がパック旅行を予約するのではない旨を明示しなければならない、さもないと仲介人は旅行主催者のように責任を負う。その上、旅行仲介人は、自分の金として彼の帳簿に記入された旅行者の支払金額を、倒産に対して防護しなければならない。

⑧ 旅行主催者の倒産担保

指令は、加盟各国で行われている倒産保護モデルの相互承認を規定している。どのように倒産保護を整備するかは、従来と同様に加盟各国に委ねられている。EU国内でパック旅行を提供している非EU加盟国の旅行主催者の明示の取り込みも新規である。EU国内でパック旅行を提供している非EU加盟国の旅行主催者は、彼らがその市場で提供しているEU加盟国の法に従って担保を提供しなければならない (第 17 条)。」

(Prof. Ernst Fuehrich, Reiserecht-Newsletter, 31.Oktober.2015)

ich danke herzlich Herrn Prof. Dr. Ernst Fuehrich, der mir erlaubt hat, sein "Reiserecht-Newsletter Oktober 2015" ins Japanische zu uebersetzen und im Hiroshima Law Journal (Hiroshima University) zu veroeffentlichen. Prof. Hiroshi Takahashi

新指令の仮訳

パック旅行及びリンクされた旅行給付 verbundene Reiseleistungen に関する、欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第 2006/2004 号及びEU指令第 2011/83 号の改正に関する、並びに閣僚理事会指令 90/314/EWG 指令の廃止に関する、2015 年 11 月 25 日の欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第 2015/2302 号

条文目次

第 1 章 目的、適用範囲、概念規定及び調和化の程度

第 1 条 目的

第 2 条 適用範囲

- 第 3 条 概念規定
- 第 4 条 調和化の程度
- 第 2 章 情報提供義務とパック旅行契約の内容
 - 第 5 条 契約前の情報提供
 - 第 6 条 契約前の情報提供の拘束効とパック旅行契約の締結
 - 第 7 条 パック旅行契約の内容とパック旅行開始前に提供されるべき必要書類
 - 第 8 条 証明責任
- 第 3 章 パック旅行の開始前のパック旅行契約の変更
 - 第 9 条 他の旅行者へのパック旅行契約の譲渡
 - 第 10 条 代金の変更
 - 第 11 条 その他のパック旅行契約条件の変更
 - 第 12 条 パック旅行の開始前の契約の終了及び撤回権
- 第 4 章 契約上のパック旅行給付の履行
 - 第 13 条 契約上のパック旅行給付の履行責任
 - 第 14 条 代金減額と損害賠償
 - 第 15 条 旅行仲介人を介しての連絡の可能性
 - 第 16 条 援助義務
- 第 5 章 倒産の場合の保護
 - 第 17 条 倒産保護の効果と範囲
 - 第 18 条 倒産保護の相互承認と行政協力
- 第 6 章 リンクされた旅行給付
 - 第 19 条 リンクされた旅行給付の場合の倒産保護と情報提供義務
- 第 7 章 一般規定
 - 第 20 条 欧州経済圏外に居住する旅行主催者の場合の旅行仲介人の特別な義務
 - 第 21 条 予約ミスについての責任
 - 第 22 条 償還請求権
 - 第 23 条 指令の強行規定性
 - 第 24 条 遵守貫徹
 - 第 25 条 罰則
 - 第 26 条 委員会による報告と検討
 - 第 27 条 E G 規則第 2006/2004 号及び E U 指令第 2011/83 号の改正
- 第 8 章 終末規定
 - 第 28 条 国内法化
 - 第 29 条 廃止
 - 第 30 条 施行
 - 第 31 条 名宛人

第 1 章 目的、適用範囲、概念規定及び調和化の程度

第 1 条 目的

本指令の目的は、域内市場の秩序ある機能化と高度のかつできるだけ統一的な消費者保護水準とに寄与するために、旅行者と事業者との間のパック旅行及びリンクされた旅行給付 **verbundene Reiseleistungen** に関する契約につき、加盟各国の法規規定及び行政規定の特定の側面の同一化を図ることである。

第2条 適用範囲

- (1) 本指令は、事業者から旅行者に販売のために提供され又は販売されるパック旅行、及び事業者から旅行者に仲介されるリンクされた旅行給付に、適用される。
- (2) 本指令は、以下のものには適用されない。
 - a) 1泊の宿泊を含む場合は別として、24時間未満のパック旅行及びリンクされた旅行給付
 - b) 時折に利益目的なしに限られた旅行者グループにのみ提供される又は仲介されるパック旅行及びリンクされた旅行給付
 - c) 事業者とその営業上の、取引上の、手工業上の又は職業上の活動に分類されうる目的で行為する、他の自然人又は法人との間の出張旅行 **Geschäftsreisen** の企画準備 **Organisation** に関する一般協定に基づいて取得されるパック旅行及びリンクされた旅行給付。
- (3) 本指令は、契約の有効性、成立又は効果に関する規定のような各国内の一般契約法には、当該一般契約法の観点の本指令中で規制されていない限り、影響を与えない。

第3条 概念規定

本指令の目的のために、用語は以下のことを意味する。

1. 「旅行給付」とは、以下のものを言う。
 - a) 旅客の運送、
 - b) 旅客運送の本質的な構成要素ではない、かつ居住目的以外の目的での宿泊、
 - c) レンタカー、欧州議会及び閣僚理事会の E G 指令第 2007/46 号第 3 条第

11 号の規定の意味でのその他の自動車の賃貸、又は欧州議会及び閣僚理事会の E G 指令第 2006/126 号第 4 条第 3 項 c の規定による免許証クラス A のオートバイの賃貸

- d) a、b 及び c の規定の意味での旅行給付の本質的に構成要素ではないその他の観光旅行給付

2. 「パック旅行」とは、以下の場合に、同一の旅行のための少なくとも 2 つの異なる種類の旅行給付の組み合わせを言う。

- a) これらの給付が、全給付についての単一の契約の締結前に旅行者の希望により又は選択に応じて事業者により組み合わせられるとき、又は、
- b) 旅行給付のその時々提供者との別々の契約が締結されるかどうかとは関係なく、これらの給付が、
- i) 単一の販売所で取得され、かつ旅行者の支払同意前に選択されたとき、
- ii) パック代金もしくは包括代金で、提供され、販売され又は請求される時、
- iii) 「パック旅行」の名称で又は類似の名称で申込み又は販売される時、
- iv) 事業者が異なる種類の旅行給付からの選択を行う権限を旅行者に与える契約の締結後に、組み合わせられるとき、又は
- v) それによって、旅行者の氏名、支払データ、及び E メールアドレスが、最初の契約が締結された事業者から他の一又は多数の事業者に伝送され、かつ、最終の事業者との契約が最初の旅行給付の予約確認後遅くとも 24 時間内に締結される、リンクされたオンライン予約手続きを介して、個々の事業者から、取得される時。

第 1 号 a、b 又は c の規定の意味での旅行給付の一つと第 1 号 d の規定の意味での観光旅行給付の一つ又は複数とが組み合わせられた旅行給付の組み合わせは、第 1 号 d の規定の意味での当該観光旅行給付が以下の場合には、パック旅行ではない。

- a) 組み合わせの総価格の重要部分を形成しておらず、かつ組み合わせの本質的な特徴として申し込まれておらず、かつ更に組み合わせの本質的な特徴をも意味していないとき、又は
 - b) 第 1 号 a、b 又は c の規定の意味での旅行給付の提供の開始後に初めて選択されかつ取得されるとき。
3. 「パック旅行契約」とは、全体としてパック旅行に関する契約を言い、又は、旅行が別々の契約に基づいて提供されるときは、パック旅行に統合された旅行給付に関する全ての契約を言う。
4. 「パック旅行の開始」とは、一つのパック旅行に統合された旅行給付の提供が始まる時を言う。
5. 「リンクされた旅行給付 *verbunde Reiseleistungen*」とは、以下のことを事業者が仲介するときに、旅行給付のその時々々の提供者との別々の契約の締結へと導く、パック旅行にかかわる問題ではない同一の旅行ために取得される、少なくとも二つの異なる種類の旅行給付を言う。
- a) 事業者の販売所の 1 回の訪問又は事業者の販売所との 1 回のコンタクトにより旅行者によって各旅行給付が別々に選択され別々に支払われること、又は
 - b) 最初の旅行給付の予約確認後遅くとも 24 時間内に他の事業者との契約が締結されるときに、当該他の事業者の少なくとも一つの別の旅行給付を適切に取得すること。
- 第 1 号 a、b 又は c の規定の意味の旅行給付の一つと第 1 号 d の規定の意味の観光旅行給付の一つ又は複数とが取得される場合に、第 1 号 d の規定の意味の観光旅行給付が、組み合わせの価値の重要な部分を形成しておらず、かつ組み合わせの本質的な特徴として申し込まれておらず、かつ更に旅行の本質的な特徴をも意味していないときは、リンクされた旅行給付にかかわる問題ではない。
6. 「旅行者」とは、本指令に基づいて契約を締結したいと欲している者、又

は本指令の枠内で締結される契約に基づいて旅行に関し権限を有している者を言う。

7. 「事業者」とは、その性質において旅行主催者、旅行仲介人、リンクされた旅行給付を仲介する事業者として、又は旅行給付の提供者として行為するかどうかとは関係なく、自己の名で又は委任により行為し、その営業上の、取引上の、手工業上の又は職業上の活動に分類されうる目的で行為する、自然人又は、公的な性質を有するか私的な性質を有するかを問わず、法人を言う。
8. 「旅行主催者」とは、直接もしくは他の事業者を介して又は他の事業者と共同でパック旅行を組み合わせて販売する又は販売のために提供する事業者、又は第 2 号 b 第 v と合致した旅行者のデータを他の事業者に伝送する事業者を言う。
9. 「旅行仲介人」とは、旅行主催者によって組み合わされたパック旅行を販売する又は販売のために提供する旅行主催者以外の事業者を言う。
10. 「居住地 Niederlassung」とは、E G 指令第 2006/123 号第 4 条第 5 項の規定の意味の居住地を言う。
11. 「持続的記録媒体 dauerhafter Datentraeger」とは、旅行者又は事業者に、彼個人宛の情報を、情報提供のために相当な期間それを閲覧できるように蓄積し、かつ蓄積された情報の不変の複製を可能にするあらゆる媒体を言う。
12. 「回避不能な異常事態」とは、あらゆる期待可能な予防措置が講じられたとしてもその結果が回避されえなかったであろう、この事態を主張する当事者のコントロールできない事態を言う。
13. 「契約違反 Vertragswidrigkeit」とは、パック旅行において組み合わされた旅行給付の不履行又は不完全な履行を言う。
14. 「未成年者」とは、18 才未満の者を言う。
15. 「販売所 Vertriebstelle」とは、それが可動のものか固定のものかを問わず、小売のウェブサイト又は類似のオンライン販売プラットフォームが旅行者に統

一的なプラットフォームとして提供されているときでも、小売のウェブサイトか類似のオンライン販売プラットフォームかを問わず、テレホンサービスをも含めて、全ての営業空間 *Gewerberäume* を言う。

16. 「帰路運送」とは、出発地又は旅行者が同意するその他の土地への旅行者の帰還を言う。

第4条 調和化の程度

本指令に別異の定めがない限り、加盟各国は、本指令の規定から逸脱した国内法規定を維持したり、取り入れたりしてはならない。このことは、他の旅行者保護水準の保証に関するより厳しい又は厳しさの足りない法規定についても当てはまる。

第2章 情報提供義務とパック旅行契約の内容

第5条 契約前の情報提供義務

- (1) 加盟各国は、旅行者がパック旅行契約又は当該契約の申込みによって拘束される前に、旅行主催者から、及び、パック旅行が旅行仲介人を介して販売されているときは、旅行仲介人からも、付録 I A部又はB部による該当方式用紙によってその時々標準情報 *Standardinformation* が旅行者に提供され、かつこれらの情報が当該パック旅行にとって重要であるときは、旅行者が以下の事項につき情報提供されることを、保障するものとする。

a) 旅行給付の本質的な性質。

- i) 目的地、その時々の日付を含む旅行ルート及び滞在期間並びに、宿泊が含まれているときは、含まれている宿泊数。
- ii) 運送手段、その特徴及び等級。出発及び帰着の場所及び日時、中継地及び接続便の継続時間及び場所。

正確な時間表示がなおできないときは、旅行主催者及び、関係する限り、旅行仲介人は、旅行者に出発及び帰着のおおよその時間について情報提供する。

- iii) 宿泊の場所、主たる特徴及び、場合によってはその時々^の目的地国の規定による観光旅行上の格付け。
 - iv) 食事。
 - v) 見学、遠足又はその他の約定されたパック旅行包括代金中に含まれている給付。
 - vi) 団体の一員としての旅行者のために旅行給付の一つが提供されるかどうかの記載が脈絡から判明しない場合には、可能ならば、おおまかな団体員数。
 - vii) 旅行者によるその他の観光旅行給付の利用が有効な口頭のコミュニケーションにかかっているときに、この給付が提供される言語。
 - viii) 旅行が一般に移動に制限のある人々にふさわしいかどうかの記載、及び旅行者の要求を考慮して旅行者の要求に対応した旅行の適性に関する正確な情報。
- b) 旅行主催者の、及び場合によっては旅行仲介人の、商号、地理学上の住所、電話番号及び場合によってはEメールアドレス。
 - c) 税金を含むパック旅行の総代金、並びに、場合によってはあらゆる追加料金、対価及びその他の費用又は、これらの費用が契約の締結前に決まっていな^いときは、旅行者が事情によりな^らお負担しなければなら^ない増加費用の種類^の記載。
 - d) 前払金として給付されるべき代金の額もしくはパーセンテージ、及び残代金の支払についての日程表、又は旅行者から支払もしくは給付されるべき金銭上の担保も含めた、支払の方式。
 - e) この数が達成されな^いときに契約の終了を可能にする旅行開始前の第12条第3項 a の規定による解除期間の記載を伴った、パック旅行の実施に必要な最少参加人数。
 - f) ビザの取得及び衛生警察上の手続に要するおおよその期間を含めた、目的地国のパスポート及びビザの一般的要件。

- g) 旅行者は、第 12 条第 1 項の規定によりパック旅行の開始前に相当な解除料の、場合によっては旅行主催者が請求する包括解除料の、支払いと引き換えにいつでも契約を終了できる旨の記載。
- h) 旅行者の任意もしくは強制の旅行解除保険についての、又は傷害、疾病もしくは死亡の場合の帰路運送を含む援助費用をカバーする保険についての記載。

パック旅行契約が電話で締結されるときは、付録 I B 部による標準情報及び第 1 段 a 乃至 h の規定に定められた情報を旅行者は旅行主催者から、関係する限り、旅行仲介人から、与えられる。

- (2) 第 3 条第 2 号 b 第 v の規定の意味のパック旅行に関しては、旅行主催者及びこのデータが伝送される事業者は、旅行者が契約又は当該契約申込みによって拘束される前に、本条の第 1 項第 1 段 a 乃至 h の規定による記載事項が旅行主催者及び事業者から提供される旅行給付に関係するときは、これらの記載事項を準備していることを保証しなければならない。同時にさらに、旅行主催者は、付録 I C 部による方式用紙によって標準情報を提供する。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の規定に挙げられた情報は、明確に分かりやすく伝達されなければならない。これらの情報が書面で伝達されるときは、読みやすいものでなければならない。

第 6 条 契約前の情報提供の拘束効とパック旅行契約の締結

- (1) 加盟各国は、第 5 条第 1 項第 1 段 a、c、d、e、及び g の規定により旅行者に提供される情報は、パック旅行契約の不可欠の構成要素であり、契約当事者が明示に別異のことを合意するときを除き、変更されないことを、保障するものとする。旅行主催者及び、関係する限り、旅行仲介人は、契約前の情報の全ての変更を、パック旅行契約締結前に旅行者に明確に分かりやすく伝達する。
- (2) 旅行主催者及び、関係する限り、旅行仲介人が、パック旅行契約の締結前に第 5 条第 1 項第 1 段 c の規定による追加料金、対価及びその他の費用につ

いての情報提供に関する規定を遵守しなかったときは、旅行者は追加料金、対価及びその他の費用を負担しない。

第 7 条 パック旅行契約の内容とパック旅行開始前に提供されるべき必要書類

- (1) 加盟各国は、パック旅行契約が平明かつ分かりやすい言葉で作成され、かつパック旅行契約が書面で締結されるときは読みやすいことを、保障するものとする。旅行主催者又は旅行仲介人は、契約締結時に又はその後遅滞なく旅行者に契約のコピー又は確認書を持続的記録媒体で提供する。パック旅行契約が契約当事者の同時出席の下で締結されたときは、旅行者は文書形式での請求権を有する。

EU 指令第 2011/83 号第 2 条第 8 号の規定の意味の事務所外で締結される契約の場合には、パック旅行契約のコピー又は確認書は、旅行者に文書で、又は、旅行者が同意するときは、他の持続的記録媒体で、提供される。

- (2) パック旅行契約又は契約の確認書は、第 5 条第 1 項第 1 段 a 乃至 h の規定に挙げられた全情報並びに以下の記載事項を含む合意の全内容を再現する。
- a) 旅行主催者が受け入れた旅行者の特別な条件。
 - b) 以下の言及、すなわち、旅行主催者が、
 - i) 第 13 条の規定により、契約に含まれている全旅行給付の適切な履行につき責任を負う旨の言及、及び
 - ii) 第 16 条の規定により、旅行者が困難に遭遇しているときに援助義務を負う旨の言及。
 - c) 倒産保護を提供する組織の名前及び地理学上の住所を含むその連絡データ、並びに、関係する限り、この目的のために当該加盟国によって挙げられた管轄官庁の名前及びその連絡データ。
 - d) 旅行者が困難に遭遇したときに旅行主催者からの支援を要請するために、旅行主催者に急いでコンタクトをとりかつ効率的に話し合うために、又はパック旅行の実施中に認められた給付の契約違反を理由に苦情を訴えるために、旅行者が頼れる旅行主催者の現地の代理人、連絡

窓口又はその他のサービス機関の名前、住所、電話番号、Eメールアドレス及び場合によってはファックス番号。

- e) 旅行者はパック旅行の実施中に認められたあらゆる契約違反を第 13 条第 2 項の規定に従い通知しなければならない旨の情報。
 - f) 両親の一方又はその他の権限ある者の同伴なしに宿泊を含むパック旅行契約により旅行する未成年者の場合には、当該未成年者又はその滞在地での責任者と直接的な連絡をとりうる方法に関する記載。
 - g) 欧州議会及び閣僚理事会のEU指令第 2013/11 号による既存の国内苦情手続き及び代替的な紛争解決手続き (A S)、並びに場合によっては、事業者が義務づけられている代替的な紛争解決窓口、並びに欧州議会及び閣僚理事会のEU規則第 524/2013 号によるオンライン紛争解決プラットフォームに関する情報。
 - h) 第 9 条の規定により他の旅行者に契約を譲渡する旅行者の権利に関する情報。
- (3) 第 3 条第 2 号 b 第 v の規定の意味のパック旅行に関しては、データを伝送された事業者は、パック旅行の成立に導く契約の締結に関して、旅行主催者に情報提供する。事業者は、旅行主催者に旅行主催者としての義務の履行のために必要な情報を提供する。

旅行主催者がパック旅行の成立について情報提供されると、旅行主催者は旅行者に第 2 項 a 乃至 h の規定による情報を持続的記録媒体で伝送する。

- (4) 第 2 項及び第 3 項の規定に挙げられた情報は、明確に分かりやすく伝達されなければならない。
- (5) パック旅行開始前の適時に、旅行者は、旅行主催者から必要な予約証拠書類、引換券、運送証明書及び入場券、予定出発時間、及び場合によってはチェックインの期限並びに予定の中継地、接続便及び到着時間に関する情報を受け取る。

第 8 条 証明責任

本章に挙げられた情報提供義務の履行に関する証明責任は、事業者が負担する。

第 3 章 パック旅行の開始前のパック旅行契約の変更

第 9 条 他の旅行者へのパック旅行契約の譲渡

- (1) 加盟各国は、旅行者が旅行主催者にパック旅行の開始前の相当な期間内に持続的記録媒体によりパック旅行契約を譲渡する旨を通知した後に、旅行者は全ての契約条件を充たしている者に契約を譲渡できることを、保障するものとする。遅くともパック旅行の開始 7 日前の通知は、すべて相当とみなされる。
- (2) パック旅行契約を譲渡する旅行者と譲受人は、旅行主催者に対してなお支払が滞っている旅行代金額及び譲渡により生じる追加料金、対価及びその他の費用につき連帯債務者として責任を負う。旅行主催者は、契約を譲渡する旅行者に譲渡の事実上の費用について情報提供する。この費用は、不相当であってはならず、パック旅行契約の譲渡による旅行主催者の事実上の費用を超えてはならない。
- (3) 旅行主催者は、パック旅行契約の譲渡から生じる追加料金、対価及びその他の費用に関する証明書を、契約を譲渡する旅行者に発行する。

第 10 条 代金の変更

- (1) 加盟各国は、代金引き上げの可能性がパック旅行契約中で明示に留保されており、かつ旅行者が第 4 項の規定による代金引き下げ請求権を有する旨が契約に記載されているときにのみ、契約の締結後の代金引き上げが許されることを、保障するものとする。この場合には代金変更の算定方法が、パック旅行契約中に記載されなければならない。以下のものの変更から代金引き上げが直接生じるときにのみ、代金引き上げが可能である。
 - a) 燃料又はその他のエネルギー源の費用による旅客運送代金、
 - b) 滞在料、入国料、海港での入港・出港料及び空港での同様の料金を含む、契約の構成要素である旅行給付のために払われるべき、かつパック旅

行の提供に直接関係していない第三者によって引き上げられる税金及び使用料の額、又は

- c) 当該パック旅行に関連した為替相場。
- (2) 本条第 1 項の規定による代金引き上げがパック旅行代金の 8 % を超えるときは、第 11 条第 2 項乃至第 5 項の規定が適用される。
 - (3) 旅行主催者が旅行者に遅くとも旅行開始の 20 日前までに明確に分かりやすく持続的記録媒体で代金引き上げの理由とその算定根拠とを表示して知らせたときにのみ、代金引き上げはその額とは関係なく可能である。
 - (4) パック旅行契約中に代金引き上げの可能性が定められているときは、旅行者は契約締結後パック旅行開始前に、第 1 項 a、b 及び c の規定に挙げられた費用の減少に相当する代金引き下げ請求権を有する。
 - (5) 代金引き下げのときには、旅行主催者は、旅行者への払い戻しから事実上の行政手数料を控除する権利を有する。旅行者の要求があれば、旅行主催者はこの行政費用を証明する。

第 11 条 その他のパック旅行契約条件の変更

- (1) 加盟各国は、旅行主催者は旅行開始前に代金 (第 10 条の規定による変更) 以外のパック旅行契約条件を以下の場合にのみ一方的に変更できることを、保障するものとする。
 - a) 旅行主催者がこの権利を契約で留保したとき、
 - b) 変更が著しくないとき、及び
 - c) 旅行主催者が旅行者に変更について明確に分かりやすく持続的記録媒体で知らせるとき。
- (2) 第 5 条第 1 項第 1 段 a の規定の意味での旅行給付の本質的な性質の一つを著しく変更することを旅行主催者が旅行開始前に余儀なくされたとき、又は旅行主催者が第 7 条第 2 項 a の規定の意味での旅行者の特別な条件を履行できないとき、又は第 10 条第 2 項の規定によるパック旅行の包括代金の 8 % を超える引き上げを旅行主催者が提案するときには、旅行者は、旅行主催者

が設定した相当な期間内に、以下のことをすることができる。

- a) 提案された変更に同意すること、又は
- b) 解除料の支払なしに契約を終了すること。

旅行者がパック旅行契約を終了する場合に、主催者が旅行者に代替として他の（可能なかぎり同価値又はより高価値の品質の）パック旅行を提供するときには、旅行者はこのパック旅行を受け入れることができる。

(3) 旅行主催者は以下の事柄について遅滞なく旅行者に持続的記録媒体で明確に分かりやすく情報提供する。

- a) 第 2 項の規定による提案された変更及び場合によっては第 4 項の規定によりパック旅行代金へのその影響、
- b) 旅行者が第 2 項の規定による自己の決定を旅行主催者に知らせるべき相当な期間、
- c) 旅行者が b の規定による期間内に応答しないときの現行の国内法による法的効果、及び
- d) 場合によっては代わりに提供されるパック旅行とその代金。

(4) 第 2 項第 1 段の規定によるパック旅行契約の変更又は第 2 項第 2 段の規定による代わりに提供されるパック旅行が、パック旅行の品質又は代金の低下をもたらすときは、旅行者は相当な代金引き下げ請求権を有する。

(5) 旅行者が、本条第 2 項第 1 段 b の規定によりパック旅行契約を解除し、かつ代わりに提供されたパック旅行を受け入れないときは、旅行主催者は、遅滞なくかつあらゆる場合に契約の終了後遅くとも 14 日以内に、旅行者から又は彼の名で給付された支払金の全額を旅行者に払い戻す。第 14 条第 2 項乃至第 6 項の規定が準用される。

第 12 条 パック旅行の開始前のパック旅行契約の終了及び撤回権

(1) 加盟各国は、旅行者がパック旅行の開始前にいつでもパック旅行契約を解除できることを、保障するものとする。旅行者が本項によりパック旅行契約を解除したときは、旅行主催者は、相当なかつ是認できる解除料の支払を請

求できる。解除の時点及びパック旅行開始までの期間並びに予想される節約費用及び旅行給付を他に使用することからの収入を考慮して算定される相当な包括解除料を、パック旅行契約中に定めることができる。統一的な解除料の定めがないときには、解除料は、パック旅行代金から節約費用及び旅行給付を他に使用することからの収入を控除したものによる。旅行者の請求により、旅行主催者は解除料の算定根拠を示す。

- (2) 目的地で又はそのすぐ近くでパック旅行の実施又は目的地への旅客運送を著しく侵害する回避不能な異常事態が発生したときは、第1項を顧慮せずに、旅行者は、旅行開始前に解除料の支払をすることなく、パック旅行契約を解除する権利を有する。本項の規定によるパック旅行契約の解除のときには、旅行者は、パック旅行のために行われた支払金全額の払い戻し請求権を有するが、追加的な補償請求権を有しない。
- (3) 以下の場合には、旅行主催者は、パック旅行契約を終了し、かつパック旅行のために行われた支払金全額を払い戻すことができるが、追加的な補償をする必要はない。
 - a) パック旅行のために契約中に表示された最少参加人数より少ない申込みしかなく、かつ旅行主催者が遅くとも以下の区分のように契約に定められた期間内に契約の解除を知らせるとき、
 - i) 6日間を超える旅行の場合には、パック旅行の開始の20日前までに、
 - ii) 2日間乃至6日間の旅行の場合には、パック旅行の開始の7日前までに、
 - iii) 2日未満の旅行の場合には、パック旅行の開始の48時間前までに、
又は
 - b) 旅行主催者が回避不能な異常事態により契約の履行を妨げられ、かつ旅行主催者が旅行者に遅滞なくパック旅行の開始前に契約の終了を知らせるとき。
- (4) 旅行主催者は、第2項及び第3項の規定により全ての払い戻しをなし、又

は旅行者に第 1 項の規定によりパック旅行のために旅行者から又は彼の名で給付された全金額から相当な解除料を控除したものを返済する。旅行者は、この払い戻し又は返済を、遅滞なくかつ全ての場合に、パック旅行契約の終了後遅くとも 14 日以内に受け取る。

- (5) 加盟各国は、事務所外で締結された契約に関しては、旅行者は 14 日の期間内に理由を示すことなくパック旅行契約を撤回する権利を有することを、その国内法規に規定することができる。

第 4 章 契約上のパック旅行給付の提供

第 13 条 契約上のパック旅行給付の提供についての責任

- (1) 加盟各国は、パック旅行契約に含まれている旅行給付の提供につき、当該給付が旅行主催者によって提供されるのかその他の旅行給付の提供者によって提供されるのかを問わず、旅行主催者が責任を負うことを、保障するものとする。

加盟各国は、契約上のパック旅行給付の提供につき旅行仲介人も責任を負う旨の規定を、その国内規定において維持し又は取り入れることができる。この場合には、旅行主催者に適用される第 7 条並びに第 3 章、本章及び第 5 章の全規定が、旅行仲介人にも準用される。

- (2) パック旅行契約に含まれている旅行給付の提供の間に確認されたあらゆる契約違反を、旅行者は、主催者にその時々事情を考慮して遅滞なく通知する。
- (3) 旅行給付の契約違反の場合には、旅行主催者が瑕疵を除去する。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- a) 除去が不能のとき、又は
 - b) 当該旅行給付の瑕疵の程度及び価値を考慮して、除去に不相当な費用を要するとき。

本項第 1 段 a 及び b の規定により旅行主催者が瑕疵を除去しないときは、第 14 条の規定が適用される。

(4) 第3項の規定による例外は別として、旅行主催者が旅行者の設定した相当な期間内に契約違反の除去を行わないときは、旅行者は、自ら除去を行い、要した出費の返済を請求できる。旅行主催者が契約違反の除去を行うことを拒否するとき、又は即時の除去が必要なときは、旅行者による期間の設定は必要でない。

(5) 給付の重要な部分がパック旅行契約に適合的に提供され得ないときは、旅行主催者は、パック旅行の継続のために増加費用を要求することなく、できるだけ契約上合意された給付と質的に同一の価値又それ以上の価値がある旅行者にふさわしい他の措置 *Vorkehrung* を提供する。合意されたように旅行者が行き先が旅行出発地に帰路運送されないときも、同様である。

提案された他の措置が、パック旅行契約において合意された給付より品質の劣る主催旅行にしたときは、旅行主催者は旅行者に相当な代金減額を行う。

提案された他の措置がパック旅行契約において合意された給付と比較できないとき、又は行われる代金減額が相当でないときにのみ、旅行者は提案された他の措置を拒否できる。

(6) 契約違反が契約上のパック旅行給付の提供に著しい影響を有し、かつ旅行主催者が旅行者の設定した相当な期間内に除去を行うことを怠ったときは、旅行者は、解除料の支払をすることなくパック旅行契約を解除し、かつ場合によっては第14条の規定により代金減額及び／又は損害賠償を請求できる。

他の措置が提供され得ないとき、又は旅行者が提案された他の措置を本条第5項第3段の規定により拒否するときは、旅行者は、場合によってはパック旅行契約の終了なしでも、第14条の規定により代金減額及び／又は損害賠償の請求権を有する。

旅客運送がパック旅行の構成要素である場合に、第1段及び第2段の規定によるときには、旅行主催者は、そのほかに旅行者に増加費用を要することなく、同一価値を有する運送サービスでの旅行者の遅滞なき帰路運送について配慮する。

- (7) パック旅行契約において合意された旅行者の帰路運送が、回避不能な異常事態によって不能であるときは、旅行主催者は、できるだけ同一価値のカテゴリーの旅行者 1 人当たり最高 3 泊の期間に必要な宿泊費用を負担する。旅行者の帰路運送に係る運送手段のための乗客の諸権利に関する E U 規定中に、より長い期間が定められているときは、この期間が適用される。
- (8) E G 規則第 1107/2006 号第 2 条 a の規定の意味での移動に障害のある者及びその付添人、妊婦及び付添人のない未成年者並びに特別な医療上の看護を必要とする者については、旅行主催者がパック旅行の少なくとも開始 48 時間前までにその特別な要求を知らされたときは、本条第 7 項の規定による費用制限は、適用されない。第 7 項の規定による責任の制限については、当該運送人が現行の E U 法により回避不能な異常事態に抛り得ないときは、旅行主催者は回避不能な異常事態を主張できない。

第 14 条 代金減額と損害賠償

- (1) 加盟各国は、契約違反が旅行者の責めに帰されうることを旅行主催者が証明する場合を除き、旅行者は契約が履行されなかった期間につき相当な代金減額請求権を有することを、保障するものとする。
- (2) 旅行者は、契約違反によって彼が被った損害の相当な賠償請求権を、旅行主催者に対して有する。損害賠償は、遅滞なく給付されなければならない。
- (3) 契約違反が以下のような事由によることを旅行主催者が証明するときは、旅行者は損害賠償請求権を有しない。
- a) 旅行者の責めに帰されうるとき、
 - b) パック旅行契約中に含まれている旅行給付の提供に関与していない第三者の責めに帰されえ、かつ契約違反が予見可能でも回避可能でもなかったとき、又は
 - c) 回避不能な異常事態に抛っていたとき。
- (4) 損害賠償の範囲又は、パック旅行の構成要素である旅行給付の提供者が損害賠償を給付しなければならない条件が、E U を拘束する国際協定によって

制限されているときは、この制限は、旅行主催者にも適用される。旅行給付の提供者が給付すべき損害賠償がEUを拘束しない国際協定によって制限されているときは、加盟各国は、旅行主催者が給付すべき損害賠償をしかるべく制限することができる。その他の場合には、当該制限が、対人損害又は故意もしくは過失によって惹起された損害には適用されず、かつパック旅行の包括旅行代金の3倍額以内でないときは、旅行主催者が給付すべき損害賠償は、パック旅行契約中で制限されうる。

(5) 本指令による損害賠償又は減額の請求権は、欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第261/2004号、EG規則第1371/2007号、EG規則第392/2009号、EU規則第1177/2010号、EU規則第181/2011号及び国際協定による旅行者の諸権利に影響を及ぼさない。旅行者は、本指令及び前記の諸規則による並びに国際協定による債権を主張する権利を有する。過剰補償を防止するために、本指令により与えられる損害賠償支払い金額又は減額は、前記の諸規則により及び国際協定により与えられる損害賠償支払い金額又は減額から控除され、かつ逆も行われる。

(6) 本条による請求権についての消滅時効期間は、2年より短くてはならない。

第15条 旅行仲介人を介しての連絡の可能性

加盟各国は、第13条第1項第2段の規定は別として、旅行者は、契約上のパック旅行給付の提供に関する報告、要求又は苦情を、彼がパック旅行を取得した旅行仲介人に直接行うことができることを、保障するものとする。旅行仲介人は、遅滞なくこの報告、要求又は苦情を、旅行主催者に転送する。

期間及び消滅時効期間の遵守のため、第1段に挙げた報告、要求及び苦情の旅行仲介人への到着は、旅行主催者への到着とみなす。

第16条 援助義務

加盟各国は、旅行主催者が、困難（第13条第7項に挙げられた事態もこれに入る）に遭遇した旅行者に、遅滞なく適切な方法で、とりわけ以下の方法により、援助を提供することを、保障するものとする。

- (a) 医療サービス、現地当局及び領事援助に関する適切な情報の提供、及び
- (b) 遠距離通信連絡の確立の場合及び代替旅行手配の要求の場合の旅行者の支援。

旅行者が困難を故意又は過失により自ら惹起したときは、旅行主催者はその援助につき相当な報酬を請求することができる。この報酬は、いかなる場合も、主催者に事実上生じた費用を超えない。

第 5 章 倒産の場合の保護

第 17 条 倒産保護の効果と範囲

- (1) 加盟各国は、加盟各国の領土内に居住しているパック旅行主催者は、自己の倒産のため当該給付が提供されないときには、旅行者から又は彼の名で給付された支払金全額の払い戻しにつき担保を給付することを、保障するものとする。パック旅行に旅客運送が含まれているときは、旅行主催者は、旅行者の帰路運送についての担保も給付する。パック旅行の継続は提供されうる。

加盟国に居住しておらず、かつ加盟国でパック旅行を販売しもしくは販売のために提供し又はなんらかの方法でこのような活動を行っている旅行主催者は、当該加盟国の法により担保を給付する義務を負わされる。

- (2) 第 1 項による担保は、有効でなければならず、かつ合理的な判断により予見可能な費用をカバーするものでなければならない。担保は、前払い金支払と最終代金支払とパック旅行の終了との間の期間の長さ並びに主催者の倒産の場合における帰路運送の見積費用を考慮して、旅行者により又は彼の名でパック旅行に関して給付された支払金額をカバーするものでなければならない。
- (3) 旅行者の住所地、パック旅行の出発地又は販売地にもかかわらず、かつ倒産防護につき管轄する組織 *Einrichtung* が所在している加盟国とはかかわりなく、主催者の倒産防護は旅行者の役に立つ。
- (4) 契約上のパック旅行給付の提供が主催者の倒産によって侵害されるときは、帰路運送及び、必要な場合には、帰路運送前の宿泊の資金提供を確保するために、担保が無償で提供される。

- (5) 提供されなかった旅行給付については、旅行者による申請後遅滞なく、払い戻しがなされる。

第 18 条 倒産保護の相互承認と行政協力

- (1) 加盟各国は、旅行主催者が第 17 条の国内法化に関するその居住加盟国の措置により給付する倒産防護を、その国内措置の要求の履行として、承認する。
- (2) 加盟各国は、行政協力及び異なる加盟国で活動する旅行主催者の監督を容易にするために、中央連絡機関を決定する。加盟各国は、この機関の連絡データを他の全加盟国及びE U委員会に通知する。
- (3) 中央連絡機関は、その国内の倒産保護システムの諸要求、及びその領土内の特定の旅行主催者の倒産防護を管轄する組織に関する必要な全情報を、相互に提供する。中央連絡機関は、その倒産防護義務を履行した旅行主催者が記載されている利用可能な全リストの入手権を、相互に与える。これらの全リストは、オンラインでも公けに入手できる。
- (4) 加盟国が旅行主催者の倒産防護につき疑問をもつときは、加盟国は、旅行主催者の居住加盟国に解明のために照会する。加盟各国は、事件の緊急性と複雑性を考慮して、他の加盟国からの要請にできるだけ早急に回答する。あらゆる場合に最初の回答は、遅くとも要請の到着後 15 労働日内に与えられる。

第 6 章 リンクされた旅行給付

第 19 条 リンクされた旅行給付の場合の倒産保護と情報提供義務

- (1) 加盟各国は、リンクされた旅行給付を仲介する事業者は、リンクされた旅行給付の一部である旅行給付がその倒産により提供されないときは、旅行者から受け取った支払金全額の払い戻しにつき担保を提供することを、保障するものとする。この事業者が旅客運送につき責任を負っているときは、担保は旅客運送をもカバーする。第 17 条第 1 項第 2 段、第 17 条第 2 項乃至第 5 項及び第 18 条の規定が準用される。

- (2) 旅行者がリンクされた旅行給付の成立へと導く契約又は当該契約申込みによって拘束される前に、リンクされた旅行給付を仲介する事業者は、たとえ彼が加盟国に居住していないが加盟国でこのような活動を行っているときでも、以下のことについて明確に分かりやすく旅行者に情報提供する。
- a) 旅行者は本指令によりもっぱらパック旅行に適用される権利を行使できないこと、及び各旅行給付の提供者は自己の給付の契約に適合した提供についてのみ責任を負うこと、並びに
 - b) 第 1 項による倒産保護が旅行者に与えられること。
- 本項の規定を実行するために、リンクされた旅行給付を仲介する事業者は、付録Ⅱに再録されている標準的な方式用紙を使用してこれらの情報を与えるか、又は特種なリンクされた旅行給付が付録Ⅱの方式用紙のどれにもカバーされていないときは、そこに含まれている情報を与える。
- (3) リンクされた旅行給付を仲介する事業者が、本条第 1 項及び第 2 項の規定に挙げられている要求を履行しない場合には、リンクされた旅行給付に含まれている旅行給付に関して、第 9 条及び第 12 条並びに第 4 章の規定による権利及び義務が適用される。
- (4) リンクされた旅行給付が、旅行者とリンクされた旅行給付を仲介しない事業者との間の契約締結の結果であるときは、リンクされた旅行給付を仲介しない事業者は、リンクされた旅行給付を仲介する事業者に、当該契約の締結について情報提供する。

第 7 章 一般規定

第 20 条 欧州経済圏外に居住する旅行主催者の場合の旅行仲介人の特別な義務

旅行主催者が欧州経済圏外にその住所を有するときは、加盟国内に居住する旅行仲介人は、第 13 条第 1 項第 2 段とは関係なく、第 4 章及び第 5 章の規定において旅行主催者に適用される義務を負う。ただし、主催者が本章の規定を履行していることを旅行仲介人が証明するときは、この限りにあらず。

第 21 条 予約ミスについての責任

加盟各国は、事業者は予約システム中の技術的瑕疵によるその責めに帰すべきミスにつき責任を負うこと、及び、事業者がパック旅行又はリンクされた旅行給付の一部である旅行給付の予約の手配を行う意思表示をした場合に、事業者が予約の手配中になすミスについても責任を負うことを、保障するものとする。

事業者は、旅行者の責めに帰すべき予約ミス又は回避不能な異常事態に起因する予約ミスについては責任を負わない。

第 22 条 償還請求権

加盟各国は、旅行主催者又は第 13 条第 1 項第 2 段若しくは第 20 条の規定により旅行仲介人が、損害賠償を給付し、代金減額をなし又は本指令から生ずるその他の義務を履行する場合には、旅行主催者又は旅行仲介人は、損害賠償、代金減額又はその他の義務を根拠づける出来事に寄与した第三者に償還を請求する権利を有することを、保障するものとする。

第 23 条 指令の強行規定性

- (1) 自分はおそらく旅行給付の提供者として、仲介人として若しくはその他の資格で行動しているとの、又は、パック旅行若しくはリンクされた旅行給付がパック旅行若しくはリンクされた旅行給付を意味しないとの、パック旅行の主催者又はリンクされた旅行給付を仲介する事業者の意思表示は、本指令が彼に義務づけている義務からこの旅行主催者又は事業者を免除しない。
- (2) 旅行者は、本指令の国内法化への国内措置から旅行者に帰属する権利を放棄することを許されない。
- (3) 本指令から生ずる権利の放棄若しくはその制限を直接若しくは間接的に生ずる、又は、本指令の適用を回避することに向けられた、契約上の合意又は旅行者の意思表示は、旅行者を拘束しない。

第 24 条 遵守貫徹

加盟各国は、本指令の遵守貫徹が保障される適切かつ有効な手段が存在する

ことを、保障するものとする。

第 25 条 罰則

加盟各国は、本指令に基づいて公布される国内法規に対する違反につき罰則を定め、この罰則の適用を保障するために必要な措置をとるものとする。罰則は効果的で、バランスがとれ、かつ抑止効果を持つものでなければならない。

第 26 条 委員会による報告と検討

EU 委員会は、さまざまな販売所でのオンライン予約に、及び、パック旅行、リンクされた旅行給付又は独自の旅行給付としての予約の区分に、適用される本指令の規定、並びに、とりわけ第 3 条第 2 号 b 第 v の規定におけるパック旅行の概念規定、及び、この概念規定が適合しているか又は拡張されなければならないかという問題、に取り組んだ報告書を、欧州議会及び閣僚理事会に 2019 年 1 月 1 日までに提出する。

EU 委員会は、本指令の適用に関する一般的な報告書を、欧州議会及び閣僚理事会に 2021 年 1 月 1 日までに提出する。

第 1 項及び第 2 項による報告書には、必要があれば立法提案が添付される。

第 27 条 EG 規則第 2006/2004 号及び EU 指令 2011/83 号の改正

(1) EG 規則第 2006/2004 号の付録の第 5 号は、以下の文言となる。すなわち、
「5. 欧州議会及び閣僚理事会の EU 指令第 2015/2302 号」

(2) EU 指令第 2011/83 号の第 3 条第 3 項 g の規定は、以下の文言となる。すなわち、

「(g) 欧州議会及び閣僚理事会の EU 指令第 2015/2302 号の第 3 条第 2 号の規定の意味でのパック旅行に関して。

本指令の第 6 条第 7 項、第 8 条第 2 項及び第 6 項、第 19 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、EU 指令第 2015/2302 号の第 3 条第 6 号の規定の意味での旅行者に関連して同指令第 2015/2302 号の第 3 条第 2 号の規定の意味でのパック旅行に準用される。

第 8 章 終末規定

第 28 条 国内法化

- (1) 加盟各国は、2018 年 1 月 1 日までに本指令を実行するために必要な法律規定及び行政規定を公布し公示する。加盟各国は、EU 委員会にこれらの措置の文言を遅滞なく通知する。
- (2) 加盟各国は、2018 年 7 月 1 日からこれらの措置を適用する。
- (3) 加盟各国は、これらの措置の公布に際して規定自体の中で、又は公的な公示に際しての言及により、本指令に言及する。加盟各国は、言及の詳細を定める。
- (4) 加盟各国は、本指令の下に置かれる領域で公布する最重要な国内法規定の文言を、EU 委員会に通知する。

第 29 条 廃止

EWG 指令第 90/314 号は、2018 年 7 月 1 日付をもって廃止される。

廃止される指令への言及は、本指令への言及と解釈され、付録Ⅲ中の該当表に従って読まれなければならない。

第 30 条 施行

本指令は、EU 官報での公示後の第 20 日に施行する。

第 31 条 名宛人

本指令は、加盟各国に向けられている。

2015 年 11 月 25 日にシュトラースブルクにて作成

欧州議会の名において

議長

M.SCHULZ

閣僚理事会の名において

議長

N.SCHMIT

訳者注

- * 1 Absatz (項) の中に文章が複数あるときには、通常、第 1 文、第 2 文 (又は段) であるが、本指令第 15 条第 1 項第 1 段の *Untersatz* のように 1 つの *Untersatz* の中に 2 文ある場合もあり、*Untersatz* は「段落」と訳すべきかもしれないが、ここでは一応「段」と訳しておく。*Untersatz* の用語が使用されているのは、以下の通りである。

引用されている条項	引用している条項
第 5 条第 1 項第 1 段 a, c, d	(第 5 条第 1 項第 2 段及び第 2 項、 第 6 条第 1 項、第 11 条第 2 項)
第 11 条第 2 項第 1 段 b	(第 11 条第 5 項)
第 13 条第 1 項第 2 段	(第 15 条第 1 段第 1 文、第 20 条、第 22 条)
第 13 条第 5 項第 3 段	(第 13 条第 6 項)
第 13 条第 6 項中の第 1 段及び第 2 段	(第 13 条第 6 項第 3 段)
第 17 条第 1 項第 2 段	(第 19 条第 1 項)

- * 2 第 26 条には項がないので、第 26 条第 3 段の「第 1 項及び第 2 項による報告」は「第 1 段及び第 2 段による報告」と思われるが、原文通り、すべて項のままにした。

- * 3 付録 I ~ III は省略した。